

## 報 告

### 第三十一回經濟研究会報告

十二月二十三日(月)於、經濟学部研究室

発表者 西村豁通助教

テーマ 最低賃金制の社会政策的意義

(出席者)

住谷、宗藤、松井、松山、今西、中島、岩根、岡谷、西川(良)、小野、伊藤、田口、逆井、入江、笹田、吉米、辻、榎原、野間、渡辺、村田、湯淺

西川(宏)

經濟研究会主任宗藤教授の司会のもとに、西村助教の研究発表が次の要旨で行われた。

最低賃金制が社会政策の一領域であり、それがすぐれた資本制的制度であることはいうまでもない。かつて「二つの最低賃金制」なる着想のもとに、労働者の最低賃金制は「革命政府」によってのみ実施されるとするいわゆる革命的最低賃金論があったが、これへの批判は逆に最低賃金制に対する安易な樂觀論を登場させることになった。すなわち一國資本主義における労働者階級の特質やその經濟構造などの分析を抜きにして、統一金額制定の要求をかかげて運動を推進するのみで、これがその

まま実現するとする観念的傾向がそれである。これは最低賃金制そのものに過大な期待をかけしめることもなり、また必要な反対論をひきおこすことにもなる。だが最低賃金制は、それが国家の手による賃金の最低限の制限を意味するものとはいへ、労使間における賃金決定の資本制的原則を崩すものではなく、これに間接の影響を与えることにより多少の変更を加えようとするものにはすぎない。最低賃金決定方式のいずれの場合をとってみても、労使の力關係に応じそれを反映させるような機構をとり、ただこの場合、同家の介入により、その体制の枠内で強制的に労使交渉の場とその方式を規制しようとするものであった。ここに最低賃金制の社会政策としての意義があり、同時にそれはその資本制的な限界を示すものにほかならない。